特別警報等の発表時における非常災害時の対応について

平成２８年４月５日
登米市教育委員会

平成 25 年 8 月 30 日から、気象業務法の一部改正により、「特別警報」が創設・運用されています。これに伴い、登米市教育委員会では非常災害時における市立幼・小・中学校の登校（園）に関する措置を以下のとおりとします。

■登米市に、いずれかの「特別警報」が発令された場合
登校（園）以前に発令された場合
午前６時現在、登米市に発令されている場合は、**臨時休業**とします。
登校（園）後に発令された場合
１．学校待機とします。 ２.「特別警報」の継続中及び解除後は、校（園）区により危険度が異なるため、**学校（園）長が**、教育委員会と協議をし、**学校待機の継続**や**保護者への引渡し等**を判断します。

■登米市に、いずれかの「注意報・警報」が発令された場合
登校（園）以前に発令された場合
午前６時現在、登米市に発令されている場合は、校（園）区により危険度が異なるため、必要に応じて**学校（園）長が**、教育委員会と協議し、関連する校（園）区の状況を鑑みて、**臨時休業等の措置を行う場合があります。**
登校（園）後に発令された場合
学校（園）長が教育活動を停止せざるを得ないと判断した際には、園児児童生徒の通学（園）距離・時間・通学（園）路の状況等を勘案して安全確保に努めながら、**学校待機**や**保護者への引渡し**、**普段どおりの下校（降園）等**を判断します。なお、下校（降園）させる場合は、教師の指導、引率のもとに、安全に配慮しながら帰宅させます。

＜臨時休業に関する法規＞

※学校教育法施行規則第六十三条〔非常変災時等の臨時休業〕

非常変災その他緊迫の事情があるときは、**校長は**、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。

※学校保健安全法第二十条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

※登米市立学校の管理に関する規則

(臨時休業)

第 4 条　学校において、非常変災その他急迫の事情があるときは、**校長は**臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、直ちに次の事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1)　非常変災その他急迫の事情の概要

(2)　授業を行わない期間

(3)　その他校長が必要と認める事項

2　前項に規定する場合のほか、学校において教育の実施上特別の事情があるときは、**校長は**あらかじめ教育委員会に届け出て、臨時に授業を行わないことができる。